



三木市 吉川町

合併協議会だより

平成16年8月20日発行

第5号

夏!!真っ盛り!!

記録的な猛暑の中、三木市と吉川町では、暑さに負けじとさまざまな行事が行われました。



三木夏まつり花火大会

8月1日、毎年恒例の三木夏まつり花火大会(三木夏まつり実行委員会)が美轟川のほとりで行われました。単打ち、早打ち、仕掛花火など約1500発の花火が打ち上げられると、「わあー」という歓声とともに夜空には色鮮やかな光の大輪が輝き、川面を色彩豊かに彩りました。

また、会場付近には100軒あまりの夜店が軒をつらね、大勢の見物客でにぎわいました。



ソフトテニススクール開催

兵庫国体でソフトテニス少年男女の部の会場となる吉川町では、平成14年以降、毎月2回ペースでソフトテニススクールを開催しています(吉川町国体実行委員会主催)。

吉川町総合中央活動センターで開催された7月26日には、たくさんの方が参加され、約20年間全国一の座を守り続けている東芝姫路の選手を招いて練習メニューや模範試合を行いました。

目次

- 第5回合併協議会の結果報告 2
- 合併協定項目の協議状況 4
- 協議会からのお知らせ 4

第5回

合併協議会が開催されました

7月22日に吉川町総合中央活動センターで第5回三木市・吉川町合併協議会が開催されました。

会議では、平成15年度末における両市町の財産・負債の状況について報告がなされたほか、協議事項5件について協議されました。

報告事項

■報告第14号

平成15年度末の財産・負債の状況について

平成15年度末の両市町における財産・負債の状況について報告がなされました。

協議事項

第4回協議会で提案された事項について、協議が行われました。

■協議第20号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業に関する次の3点について協議され、承認されました。

本市の制度に統一する。

5 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

6 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

■協議第22号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いが次のとおり承認されました。

1 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。

2 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。

また、定数については、合併後5年以内に適正化を図る。

3 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。

4 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】消防団の定数の見直しの時期について。

【回答】合併後の実態等を勘案のうえ、5年以内に見直しを行いたい。

【質問】出勤実費弁償は、「5回を限度として」とあるが、それ以上出勤した場合どうなるか。

【回答】現実的には5回以上出勤している方もおられるが、目安として5回を限度としている。

■協議第23号

各種事務事業情報システム事業の取扱いについて

各種事務事業のうち、情報システム事業の取扱いが次のとおり承認されました。

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

■協議第24号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)について

各種事務事業のうち、保健衛生関係事業の取扱いが次のとおり承認されました。

福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

ただし、母子福祉医療制度については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

提案事項

第6回協議会で協議される次の協議項目について提案がなされました。

■提案第25号

地方税の取扱いについて

- 1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。
- 6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

■提案第26号

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

■提案第27号

各種事務事業（情報公開）の取扱いについて

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

■提案第28号

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。

協議会での主な質疑、意見

【意見】 税収の早期確保、自主納税意識の高揚といった制度創設時の目的が確保されたという理由よりも、税負担の公平性の見地から問題があると

いう方が妥当ではないか。

■提案第29号

各種事務事業（人権・同和）対策関係事業）の取扱いについて

- 1 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。
- 4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 6 隣保館については、現行のとおりとする。

■提案第30号

その他必要な事項の取扱い（その他）について

- 1 投票所については、現行のとおりとする。
- 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- 3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 借地については、合併までに解消に努める。

協議会での主な質疑、意見

【質問】 両市町の指定金融機関における郵便局の取扱いについての違いについて。

【回答】 三木市においては、郵便局とは収納代理の契約を結んではないが、個々の収入ごとに契約を締結しており、実態的には吉川町と変わらない。

【質問】 吉川町における借地の解消についての取り組み状況や今後の方針について伺う。

【回答】 土地を手放したくないという地権者の思いがあつて買収が進まなかつた経緯がある。そこで、借地の実態を精査した上で買収に取り組んでいく方針。また、新市においても引き続き買収に努めていきたい。



Information

協議会からのお知らせ

●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

- 三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
- 吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口

●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しています。合併に関する最新情報を随時お知らせしますので、ご利用ください。

ホームページアドレス

▶▶▶ <http://www.miki-yokawa-gappei>

今後の会議開催スケジュール

- 第6回三木市・吉川町合併協議会の日程について
日 時：8月26日(木) 午後1時30分より
会 場：三木市立教育センター 4階 大研修室
- 第7回三木市・吉川町合併協議会の日程について
日 時：9月2日(木) 午後1時30分より
会 場：三木市立教育センター 4階 大研修室

編集・発行

三木市・吉川町合併協議会

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)

TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

■E-mail jimu@miki-yokawa-gappei

■ホームページ <http://www.miki-yokawa-gappei>

合併協定項目の協議状況

平成16年7月22日現在

■基本的協議事項		
1 合併の方式	承認	H16.4.23
2 合併の期日	承認	H16.4.23
3 新市の名称	承認	H16.4.23
4 新市の事務所の位置	承認	H16.4.23
5 財産及び債務の取扱い	承認	H16.4.23
■合併特例法に規定されている特例の協議事項		
6 議会議員の定数及び任期の取扱い		
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
8 地方税の取扱い	提案中	
9 一般職の職員の身分の取扱い	提案中	
10 地域審議会の取扱い		
11 新市建設計画		
■その他必要な協議事項		
12 特別職の職員の身分の取扱い		
13 条例、規則等の取扱い	承認	H16.4.23
14 事務機構及び組織の取扱い		
15 一部事務組合等の取扱い		
16 使用料、手数料等の取扱い	一部承認	H16.6.22
17 公共的団体等の取扱い		
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
19 町、字の区域及び名称の取扱い	承認	H16.4.23
20 市町の慣行の取扱い		
21 国民健康保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
22 介護保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
23 消防団の取扱い	承認	H16.7.22
24 各種事務事業の取扱い		
1 情報公開の取扱い	提案中	
2 防災関係の取扱い		
3 国際交流事業の取扱い		
4 納税関係の取扱い	提案中	
5 情報システム事業の取扱い	承認	H16.7.22
6 情報関係事業の取扱い		
7 広聴広報関係事業の取扱い		
8 交通関係事業の取扱い		
9 障害者福祉事業の取扱い		
10 高齢者福祉事業の取扱い		
11 児童福祉事業の取扱い		
12 その他各種福祉制度の取扱い		
13 健康づくり事業の取扱い		
14 人権(同和)対策関係事業の取扱い	提案中	
15 社会福祉協議会の取扱い		
16 保健衛生関係事業の取扱い	一部承認	H16.7.22
17 農林水産関係事業の取扱い		
18 商工観光関係事業の取扱い	承認	H16.6.22
19 都市計画関係事業の取扱い		
20 建設関係事業の取扱い		
21 水道事業の取扱い		
22 下水道事業の取扱い		
23 市町立学校等の通学区域の取扱い		
24 学校教育関係の取扱い		
25 社会教育関係の取扱い		
26 イベント関係の取扱い		
27 行政区自治会行政連絡機構関係の取扱い		
28 塵芥処理の取扱い		
25 その他必要な事項の取扱い	一部承認	H16.7.22